

文系 IT 人材確保支援事業 IT Boot Camp@島根 業務仕様書

1 委託業務名

文系 IT 人材確保支援事業 IT Boot Camp@島根

2 業務の目的

大学生、短期大学生を対象に、IT スキルを学ぶ機会を通じて IT 企業への就職意識を醸成し、併せて島根県内企業との交流等により企業理解を深め、県内への就職意識を高める取組を行う。

3 業務の実施対象 島根県内外の大学生、短期大学生 60 名

※島根県外の大学等に在籍する学生については、単なるプログラミング学習機会提供にならないよう、島根県出身者に限る、または、島根県内に就職する意思があると確認できた場合にのみ参加を認めるなどの工夫をすること。

4 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日

5 業務内容

受託者は、本業務目的の実現に向けた実施プロセス・計画を提示することとし、その実施にあたっては、下記の内容を踏まえ業務を行うこと。

(1) 業務スケジュールの作成

- ・実施可能な実施内容及びスケジュールを立案すること。
- ・学生の IT スキルの習得に適切で効果的な内容とすること。

(2) 参加学生の募集・選考

① 募集方法

- ・多くの参加を募るための方法を立案すること。
- ・参加学生の学部は制限しないが、メインターゲットである情報系分野を専門的に学んでいない学生が参加しやすい工夫をすること。
- ・参加候補となる学生の学部の講師、教授等に対して個別の募集活動を行うこと。
- ・チラシやポスターを作成し、対象校及び公共施設等への掲示を行うこと。
- ・適宜、自社の媒体や SNS の利用、メディアへの取材依頼などの広報を実施すること。

② 選考方法

- ・応募者が多数の場合は、県と協議の上、参加者（以下、「参加学生」という。）を決定する。

(3) プログラミングスキル習得講座

- ・プログラミング経験や知識レベルが異なる学生が参加することを考慮して学習カリキュラムを立案すること。
- ・講座の方法（集合型研修や e-Learning など）に定めはないため、実施可能かつ効果的な方法を提案すること。
- ・参加学生からの質問等に対応できる体制を確保すること。
- ・参加学生が学業やアルバイト等と両立しながら受講できる日程、内容及び分量とすること。
- ・長期間のプログラムとなる場合は特に、参加学生のモチベーション維持、参加学生同士及びチーム開発参加企業とのコミュニケーション機会の創出を目的として、適宜、交流

イベントや受託者側からの定期的なメンタリング等を行うこと。

(4) チーム開発型実践講座

県内企業の課題に対してITを活用して解決する実践講座

① 事前準備、企業連携

- ・学生の受け入れ先となる県内IT企業及び県内非IT企業（以下、「協力企業」という。）の募集及び選定について、提案競技で明らかにすること。
- ・協力企業の候補となる企業に対して本事業のスケジュールを含めた内容を説明のうえ、参加を促すこと。
- ・協力企業に対し、本講座の主旨、参加学生のスキル、協力企業側の役割及びその他個別の留意事項などの事前説明を行うこと。

② チーム開発（4～5日間）

- ・参加学生数名、県内IT企業及び県内非IT企業の三者を1チームとし、参加学生がIT企業の支援の下、プログラミングスキル講座等で習得したスキルを活用して非IT企業の課題を解決する形式とし、参加学生の希望、特性及びスキルに合わせたチーム構成を行うこと。
- ・受託者は、各チームからの相談に対応し、必要な支援ができる体制を確保すること。
- ・協力企業と参加学生のチームアップにつながる内容を取り入れること。
- ・企画提案において開発期間の取り組み概要を各日明らかにした上で、実施にあたっては協力企業と内容の調整を行うこと。
- ・学生のコミュニケーション力、課題解決力及び論理的思考力など、ITスキル以外の力も同時に養える内容とすること。
- ・受託者は、参加学生の振り分けや連絡調整及び所要経費の支払い等を行う。

③ 最終発表会

- ・チーム開発型実践講座の終了後、県内企業、行政関係者、教育関係者、商工会議所等を集めて最終発表会を行うこと。
- ・適宜、メディアへの取材依頼などの広報を実施すること。

(5) その他

- ・参加学生に対して、IT業界及び県内企業への就職意識について事業参加前後の変化が分かるようなアンケートを実施すること。
- ・島根県、事業関係者との定例会議を行い、参加学生アンケートなどを通じて理解度・満足度等を分析し、適宜、講座内容の修正をはかること。
- ・積算において、参加学生1人当たりのプログラミングスキル習得に係る経費および交通費を明らかにすること。
- ・チーム開発型実践講座まで修了した参加学生に対して修了証を発行すること。
- ・事業完了時に、途中離脱者の進捗度を加味して要しなかった経費については減額の変更契約を行うこと。

6 本業務に係るレポートの作成

以下の項目に関するレポートを作成し、委託期間内に提出すること（様式は任意）。なお、作成されたレポートの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、県に帰属する。

- ・本事業の有用性
- ・本事業の改善点
- ・参加学生の本事業に対する満足度等調査

7 情報の取扱い

受託者は、参加学生の情報に関して厳に秘密を保持するものとし、書面により相手方の承諾を得ない限り他の参加学生を含む第三者に情報を開示しないものとする。また、講座開始時などに必要に応じて参加学生から秘密保持誓約書を徴するなど、参加学生の意向を確認の上、適切に情報を管理すること。

8 実施体制

受託者側の窓口責任者を配置する。窓口責任者は、業務においてプロジェクトマネージャー又はリーダーを経験するとともに、チームビルディングに長けている人員を要件とする。また、島根県内で恒常的かつ精力的に活動できる従事者を確保すること。

9 追加提案

本仕様書に定めのないものであっても、本事業の趣旨に合致する実施可能な取組がある場合には企画提案に盛り込むこと。また、受託後事業実施期間中であっても適宜提案すること。

10 その他

業務内での受託者及び参加学生の移動に要する経費が発生する場合等、本業務の実施に要する費用は委託契約額の範囲内で対応すること。

11 納入物件

レポート： PDF データ